

所管部課		総務部職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する					
		規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東大和市職員の給与に関する条例に規定する管理職員特別勤務手当について、支給対象となる勤務を明確にするため、規則の一部改正を行う。 (2) 主な改正内容 ① 管理職員特別勤務手当の対象となる勤務に関する規定を追加 ア 風水害、震災その他の災害時における勤務 イ 選挙事務に従事する場合の勤務（週休日及び休日に限る。） ウ その他任命権者が特に認めた勤務 ② 条の繰下げ (3) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。